

東 司 発 第 2 5 0 号  
平成 1 8 年 1 1 月 1 4 日

司法書士試験合格者各位

東京司法書士会  
会長 山本 修

## 東京司法書士会主催 「平成 1 8 年度新人研修会」のご案内

司法書士試験に合格され、誠におめでとうございます。心よりお慶び申し上げます。

さて、当会では、未受講の既登録会員および1年以内に東京司法書士会に登録申請をされる司法書士有資格者を対象に、標記研修会を下記の要領により開催いたします。

標記研修会の後には、日本司法書士会連合会主催の中央研修会および関東ブロック研修会が開催され、司法書士の職務像および職務環境ならびに実務処理に関する基本的事項について学ぶこととなります。東京司法書士会では、これに先立ち、各分野に精通しご活躍されている当会会員を講師に配し、具体的事例に基づきながら、より実践的な研修を開催いたします。

また、当会では、登録申請時（司法書士法9条）までに上記の三研修会を修了されるよう指導しておりますので、奮ってご参加下さいますようお願い申し上げます。

なお、標記研修会修了者（原則として未登録者）のうち希望者には、当会が指定する新入会者配属研修所（原則として当会会員事務所）において指導会員の受託事件を直接教材として囑託の開始から完結に至る一連の司法書士実務を見聞・実習する「配属研修」を受講することができます。詳細は、標記研修会中にご案内いたします。

なお、本年度の標記研修会は、例年の入門的講座を割愛し実務に特化したものとなっております。予めご了承のほど、お願い申し上げます。

### 記

1. 日 程 平成 1 8 年 1 2 月 4 日(月)～平成 1 8 年 1 2 月 1 9 日(火)のうち、  
1 0 日間（別紙 日程表をご参照下さい。）
2. 会 場 【第 1 日目～第 9 日目】 日本教育会館 8 階「第一会議室」  
東京都千代田区一ツ橋二丁目 6 番 2 号（地図 1 参照）  
【第 1 0 日目】 司法書士会館地下 1 階「日司連ホール」  
東京都新宿区本塩町 9 番地 3（地図 2 参照）  
1 0 日目のみ会場が異なりますので、ご注意下さい。
3. 講 師 東京司法書士会会員

4. 募集人数 250名 原則として、先着順と致します。  
ただし、東京会既登録会員・東京会入会予定者(入会手続き中の者に限る)  
を優先致します。

5. 受講料 金25,000円

6. 申込方法

別紙の申込書に必要事項を記入し、同封の郵便振替用紙にて受講料を納付し、その控えを申込書に貼付したうえで、当会事務局までお申込み下さい。

申込受付は、FAXのみとさせていただきます。(持参又は郵送による申込受付は行いません。)

なお、郵便振替用紙の控えを貼付していない申込書は全て無効ですので、ご注意ください。

申込受付開始 平成18年11月15日(水)午前9時より

(受付開始前のお申込みは無効とさせていただきます。)

申込先 東京司法書士会事務局 FAX 03(3353)9239

7. 振込口座 郵便振替口座 00160-8-4253

口座名 東京司法書士会

郵便振替用紙には、必ず受講予定者の住所、氏名、電話番号をご記入下さい。

8. 申込締切日 平成18年11月24日(金)午後5時まで

9. 受講申込者が定員を超過した場合の取扱いについて

申込締切後、受付を完了された方が募集人数を超過した場合に、受講者となれなかった申込者については、当会よりその旨ご連絡いたします。なお、振込済みの受講料は、振込手数料を控除したうえでご返金させていただきます。

なお、受講者となられた方については、当会からの連絡は行いませんので、その旨ご了承下さい。

10. 注意事項

諸事情により受講をキャンセルされる場合は、必ず12月1日までに事務局までご連絡下さい。振込済みの受講料を振込手数料を控除したうえでご返金致します。

なお、12月2日以降のキャンセルの申し出については受講料のご返金は致しかねますので、予めご了承下さい。

問合せ先 東京司法書士会事務局 TEL 03(3353)9191(代表)

E-mail [tokyokai\\_k@yahoo.co.jp](mailto:tokyokai_k@yahoo.co.jp)

東 司 発 第 2 5 1 号  
平成 1 8 年 1 1 月 1 4 日

司法書士試験合格者各位

東京司法書士会  
会長 山本 修

## 東京司法書士会主催 平成 1 8 年度新人研修会 裁判所見学及び法務局見学のご案内

司法書士試験に合格され、誠におめでとうございます。心よりお慶び申し上げます。

さて、当会では、主として司法書士実務未経験者を対象に、司法書士業務の中心となる登記実務及び裁判実務の一端を体験していただくために下記の要領により裁判所見学及び法務局見学を実施いたします。

参加を希望される方は下記の要項に従い、奮ってご参加下さいますようお願い申し上げます。

なお、一人でも多くの方にご参加頂けますよう、**申し込みはお一人につき裁判所見学・法務局見学どちらか一方のみ**とさせていただきます。**双方の見学を希望される申し込みは双方とも無効となります**ので、あらかじめご了承下さい。

### 記

#### 1. 裁判所見学

- (1) 日 程 平成 1 8 年 1 2 月 1 8 日 ( 月 )  
午後 1 2 時 4 5 分から 3 時 1 0 分まで
- (2) 会 場 東京地方裁判所
- (3) 内 容 地裁担当者から概略説明ののち、少人数グループに分かれて民事法廷の裁判傍聴を行います。

司法書士簡裁代理権認定特別研修においては、簡易裁判所での裁判傍聴が必修となっておりますが、本見学会は当該特別研修とは何ら関係ありません。

#### 2. 法務局見学

- (1) 日 程 平成 1 8 年 1 2 月 1 2 日 ( 火 )  
午後 1 時 3 0 分から 4 時 3 0 分まで
- (2) 会 場 東京法務局
- (3) 内 容 不動産登記・商業登記・供託の各部門担当者から、概略の説明を受けたのち、各部門の執務室内を見学いたします。

集合時間・場所等の詳細は、標記研修会中にご案内いたします。

3. 定員 各50名 原則として、先着順と致します。  
ただし、東京会既登録会員・東京会入会予定者（入会手続き中の者に  
限る。）を優先致します。
4. 参加資格 東京司法書士会主催 平成18年度新人研修会受講者  
**（本見学会のみの申し込みは受け付けておりません）**
5. 参加費用 無 料
6. 申込方法 別紙 の申込書に必要事項を記入のうえ、**当会主催の新人研修会  
のお申込みと同時にFAXにて当会事務局までお申込み下さい。**

申込受付開始 **平成18年11月15日(水)午前9時より**  
(受付開始前のお申込みは無効とさせていただきます。)

申込先 東京司法書士会事務局 **FAX 03(3353)9239**

7. 申込締切日 **平成18年11月24日(金)午後5時まで**

8. 注意事項

- (1) 本見学会への参加は、東京司法書士会主催の平成18年度新人研修会の修了  
認定とは一切関係ありません。
- (2) 本見学会は、東京地方裁判所及び東京法務局の特別の御厚意により実施する  
ものですので、**無断欠席は絶対にしないようにして下さい。**
- (3) 事情により**やむを得ず欠席される場合には、事前に欠席理由を明記のうえ、  
欠席届を提出して下さい。**（欠席届には特に書式等の指定はございません）

問合せ先 東京司法書士会事務局 TEL 03(3353)9191(代)  
E-mail [tokyokai\\_k@yahoo.co.jp](mailto:tokyokai_k@yahoo.co.jp)

平成18年度東京司法書士会新人研修会日程表		
日程会場	開催日	研修科目
第1日 日本教育会館	平成18年 12月4日(月)	開会式 倫理・綱紀
第2日 日本教育会館	12月5日(火)	不動産登記の実務 (売買等の相談と登記)
第3日 日本教育会館	12月7日(木)	不動産登記の実務 (抵当権等債権保全の相談と登記)
第4日 日本教育会館	12月8日(金)	不動産登記の実務 (相続の相談と登記) (家事審判・遺言執行)
第5日 日本教育会館	12月11日(月)	商業登記の実務 (会社設立・株式の法務と登記)
第6日 日本教育会館	12月12日(火)	商業登記の実務 (会社の変更、本店移転、役員変更、 解散・清算の法務と登記)
第7日 日本教育会館	12月14日(木)	商業登記の実務 (商法と会社法)
第8日 日本教育会館	12月15日(金)	成年後見の実務 クレジット・サラ金問題の相談と実務
第9日 日本教育会館	12月18日(月)	実務アラカルト 相談および個人情報保護について 開業体験談
第10日 司法書士会館	12月19日(火)	修了証書授与式 懇親会

講義時間は全日程とも**午後6時から午後9時まで**

**最終日のみ会場が異なります**のでご注意ください。

## \* 研修会場案内図 \*

### 【日本教育会館】(第1日目～第9日目)

所在地 千代田区一ツ橋二丁目6番2号

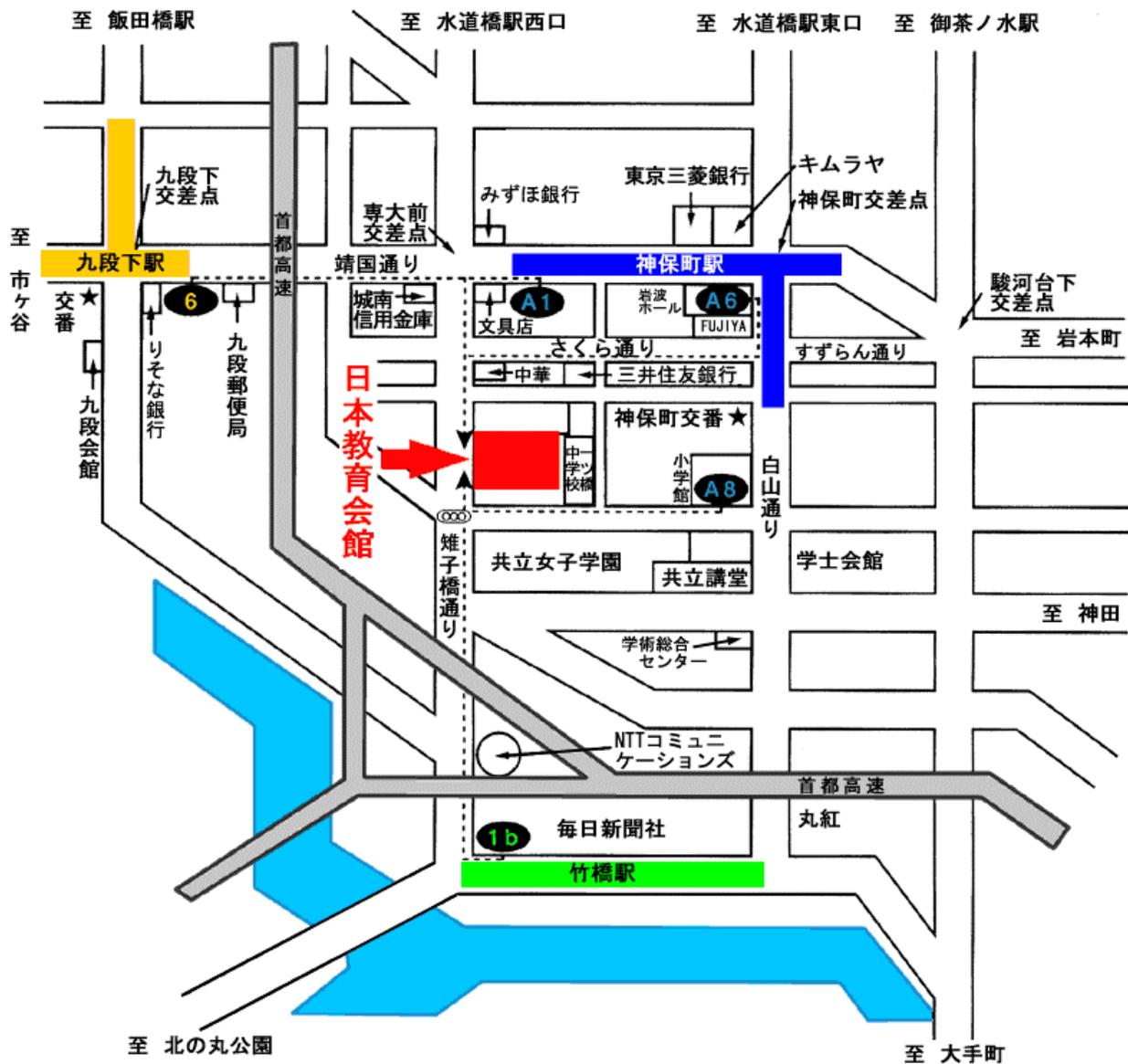
日本教育会館8階「第一会議室」

交通 地下鉄東京メトロ半蔵門線、都営新宿線「神保町駅」(A1出口)より徒歩約3分

地下鉄都営三田線「神保町駅」(A8出口)より徒歩約5分

地下鉄東京メトロ東西線「竹橋駅」(北の丸公園側出口・1b)より徒歩約5分

### (地図1)



### 【司法書士会館】(第10日目)

所在地 新宿区本塩町9番地3

司法書士会館地下1階「日司連ホール」

交通 JR総武線、中央線、地下鉄東京メトロ丸の内線、南北線「四ツ谷駅」下車  
徒歩約5分

### (地図2)



両会場とも駐車場はございませんので、お車でのお越しはご遠慮下さい。



**平成18年度東京司法書士会新人研修会参加申込書**

私は、東京司法書士会主催の「平成18年度 新人研修会」につき、郵便振替用紙の控えを貼付のうえ、下記のとおり申し込み致します。

平成18年11月 日

フリガナ  
参加申込者 \_\_\_\_\_ 印 (男・女 / 満 \_\_\_\_\_ 歳)(必須)

・東京会会員の場合 支部名 \_\_\_\_\_ 支部 \_\_\_\_\_ 登録番号 \_\_\_\_\_

・東京会入会手続き中の場合 入会申込日 平成18年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申込者住所・連絡先(必須)  
〒 \_\_\_\_\_

---

Tel \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ (日中連絡の取れる連絡先：携帯電話など)  
(注) 住所・連絡先を変更した場合は、必ず事務局へ届け出て下さい。

司法書士試験合格年度(認定年度)平成 \_\_\_\_\_ 年 (必須)

司法書士試験受験地 \_\_\_\_\_ 都・県・府・道 (必須)  
(大臣認定の方は、次のいずれかに を付けて下さい。 裁判所・検察庁・法務局)

開業(予定)地 東京都 \_\_\_\_\_ 区・市・町 \_\_\_\_\_

開業(予定)時期 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月

実務経験(司法書士事務所勤務歴) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ ヶ月

車椅子の使用等、受講にあたり特別なご事情のある方は下記に具体的にご記入下さい。

[ \_\_\_\_\_ ]

郵便振替用紙・控 貼付欄

【注1】必須事項に記入漏れがある場合は、申込は無効となります。

【注2】郵便振替用紙の控えの貼付が無いものは、申込は無効となります。



**平成18年度東京司法書士会新人研修会 裁判所・法務局見学参加申込書**

私は、「東京司法書士会主催 平成18年度新人研修会 裁判所見学及び法務局見学のご案内」の記載事項（特に注意事項）を十分理解したうえで、下記のとおり申し込み致します。

平成18年11月	日
フリガナ	
参加申込者 _____ 印 (男・女/満 _____ 歳)(必須)	
・東京会会員の場合 支部名 _____ 支部 _____ 登録番号 _____	
・東京会入会手続中の場合 入会申込日 平成18年 _____ 月 _____ 日	
申込者住所・連絡先(必須)	
〒 _____	
_____	
Te l _____ ( _____ ) _____ (日中連絡の取れる連絡先：携帯電話など)	
(注) 住所・連絡先を変更した場合は、必ず事務局へ届け出て下さい。	
参加申込 (どちらか一方の <input type="checkbox"/> にレ(チェックマーク)をつけてください)	
<b>裁判所見学(H18.12.18開催)に参加を申し込みます。</b>	
<b>法務局見学(H18.12.12開催)に参加を申し込みます。</b>	
<b><u>両方選択するとどちらも無効となります。</u></b>	

【注1】裁判所見学、法務局見学は、**新人研修会の修了認定とは無関係**です。

【注2】申込後、事情により見学会を欠席する場合は、**「欠席届」(様式自由)の提出が必要**となります。

平成 18 年度 東京司法書士会新人研修会  
講 義 要 項

平成 18 年 11 月

新人研修室

本研修会の講師の先生方より各科目の講義の方針・内容等についてコメントをいただいておりますので、ご紹介いたします。各講義を受講する際の参考として下さい。

なお、科目によっては 事前課題 を出題しておりますので、必ずご確認のうえ受講して下さい。

平成 18 年 12 月 4 日（月） 倫理・綱紀

石川 雅敏 先生（豊島支部）

近年、司法書士の仕事は登記だけでなく成年後見、会社法務そして簡裁代理業務を含む裁判事務と活躍の場が広がってきましたが、残念なことに、ここ数年綱紀委員会にかかる案件数も格段に増えてきました。司法書士として仕事を始める前に傾向と対策を身につけておきましょう。

平成 18 年 12 月 5 日（火） 不動産登記の実務（売買等の相談と登記）

菅原 誠 先生（台東支部）

不動産の売買を題材に、司法書士として通常必要と考えられる知識や執務姿勢を検証します。また、登記・法律以外の不動産の物理的な側面、取引の実際など不動産全般に渡って役立つ話となるように考えています。

平成 18 年 12 月 7 日（木） 不動産登記の実務（抵当権等債権保全の相談と登記）

中村 克之 先生（文京支部）

不動産登記の 2 回目で、抵当権等債権保全をテーマにします。講義の前半は、全体を講義形式で実務の観点から鳥瞰します。

次に、後半は具体的事例を通して、私の失敗談をまじえながら、実務における問題対処方法、注意点を示していきます。その際の判断基準は、「事務所経営と保身の両立」です。

受講生の方は、事前課題に対する回答を用意しておいて下さい。

### 事前課題

1. 実務上、どのような場合に、出頭せずに郵送申請が行えるか。  
指定庁において、実際にオンライン申請が行えるか。
2. 登録免許税の納付はどうするか。現金納付をすべき場合は？
3. 依頼者から、「費用の支払は小切手でよいか」問われたら？
4. 費用、報酬の取りっぱぐれを防ぐには、どうしたらよいか。  
「報酬を受け取って、はじめて仕事をしたことになる。」
5. 報酬は、どのように定めたらよいか。依頼者から値引を要求されたらどうするか。
6. 不動産登記申請で常に心がけることは何か？  
「取下手は絶対にしてはならない。」そのために何に注意すべきか？
7. 銀行依頼の(根)抵当権の設定で、義務者の意思確認はどこまで行ったらよいか。
8. 銀行依頼の売買、(根)抵当権設定の連件申請で注意すべき意思確認は？  
売主が高齢の場合に注意。  
かなり認知症が進んでいることが判明したらどうしたらよいか？
9. 登記義務者の本人確認と、本人確認情報提供の際の本人確認とでは、その確認の仕方はどのように違うか。
10. (根)抵当権の抹消の場合に、権利者の意思確認をすべきか。
11. (根)抵当権設定登記の際の登記原因証明情報と登記済証の素材の組み合わせには、どのようなものがあるか。  
例：登記原因証明情報として(根)抵当権契約証書のコピーを添付し(原本還付)、  
登記済証の素材を(根)抵当権契約証書の原本とする。  
銀行によってバラバラなので、常に確認を要する。
12. 本籍欄が塗り潰してある住民票を登記原因証明情報とすることができるか。
13. 合併や会社分割による移転の登記において、登記原因証明情報として何を添付するか。
14. 原本還付請求ができない添付書類は何か。
15. 連件申請する際、各申請において登記義務者の印鑑証明書を要する場合でも、1通添付すれば足りるか。
16. 委任状はどのように作成したらよいか。  
何を委任したかがわかればよい。

17. どのようにして仕事先を開拓していったらよいか。

決してリベートで開拓してはならない。

平成 18 年 12 月 8 日（金） 不動産登記の実務 （相続の相談と登記）

古宮 努 先生（八王子支部）

相続登記は、登記物件を所有する自然人は誰でもその対象となる意味において、極めて一般的・日常的な業務です。そこで、相続登記の受託から登記完了までの一連の流れを一般的・実務的な観点から講義を行いたいと思います。特に、戸籍等相続関係書類の読み方、取り寄せ方を重点的に理解していただきたいと考えております。

平成 18 年 12 月 8 日（金） 不動産登記の実務 （家事審判・遺言執行）

舟越 昭八 先生（町田支部）

1 家事事件における審判事項（甲類・乙類）と調停事項について

2 遺言と遺言執行

遺言を書くことから完了までの流れについて

3 不在者財産管理人・相続財産管理人

どのような場合に申立てをし、その職務内容について

4 遺産分割

相続人間で具体的分割方法が纏まらない場合の手続について

（相続人の中に不在者がいる場合など）

5 その他関連事項について

上記の事項について、具体的な事例を示しながら、留意点を指摘しながら実務に即した問題解決方法を話しながら進めたいと思います。

平成 18 年 12 月 11 日（月） 商業登記の実務 （会社設立・株式の法務と登記）

原田 裕章 先生（渋谷支部）

言うまでも無く会社は設立することから全てが始まります。

これが個人事業からの法人なりなのか、すでにある会社が新たな事業を始めるために子会社を設立するのか、さらには複数企業が合併で会社を立上げるのか、場合によって定款の内容や実務的な設立手続が大きく異なってきます。

会社法の施行により、今までのようなある程度定型的な定款を作成すれば良かった時代から、クライアントのニーズを聴き取って、最適な定款の設計をする事が司法書士に求められています。

増資に関しても同様に立案段階から日程管理や書類作成と、司法書士が関与する場面は多く、登記だけであれば良いという時代ではありません。

今回の講義では、これらの手続きの実務的な知識を、事例を多くまじえて展開していきたいと考えています。

また、会社計算規則の施行によりいよいよ商業登記・企業法務と切離せなくなった貸借対照表の基礎知識とも、なるべく連動させて展開していく予定です。

商業登記は面白い、と皆さんに思っていたいただけるような講義にするつもりです。

平成 18 年 12 月 12 日（火） 商業登記の実務

（会社の変更、本店移転、役員変更、解散・清算の法務と登記）

齋藤 隆行 先生（墨田支部）

本講義では、役員変更を中心に、本店移転、解散・清算、商号、目的変更等の各登記手続を題材に、受託の際に確認すべき事項や登記申請書、添付書類の作成上の注意等について、実務面から検討していきます。理論面よりも実体験に基づいた内容とし、明日からの実務にすぐに役に立つものにしたいと思っています。

平成 18 年 12 月 14 日（木） 商業登記の実務 （商法と会社法）

柏戸 茂 先生（港支部）

会社法登記関係質問・回答集（東京法務局本局法人登記部門作成）及び会社法等の施行に伴う商業登記実務についての Q & A（日司連作成）資料を中心に会社法施行後の既存会社とのかかわり方についての注意点をも含めて、なるべく会社規模毎（特例有限会社も含む）に講義する予定です。

平成 18 年 12 月 15 日（金） 成年後見の実務

山崎 政俊 先生（田無支部）

本講義では、前半で成年後見制度の概要を述べ、後半にて現在実際に進行中の成年後見の事例に基づき、受託の経緯・事件の概要・後見事務の内容等を紹介する。そして、これ

らを通じて、成年後見の実務の一端を、具体的にお伝えしたい。事例としては、法定後見3例、任意後見2例を取り扱う予定である。

なお、時間の関係で法制度の詳細な説明はできないが、不足分は、実務上、重要と思われる参考図書を挙げているので、そちらを参考にされたい。

平成 18 年 12 月 15 日（金） クレジット・サラ金問題の相談と実務

野口 雅人 先生（豊島支部）

簡裁代理権を取得して以降、多くの司法書士がクレサラ業務に取り組むようになったが、歴史が浅いこともあり、司法書士のクレサラ業務はまだ未成熟な部分を残している。

今後、成熟していくためには、一人一人が研鑽を積み正確な知識を身につけること、研修や勉強会等で最新の情報に接すること、相談業務に積極的に参加して経験を積むこと、使命感、責任感、倫理観をもって業務にあたること、が不可欠である。

新人研修の講義では、時間の制約もあり、深い講義は出来ないが、受講者の方々がクレサラ業務に関心を持てるような講義をしたいと考えている。一人でも多くの方がクレサラ業務に関心を持って頂ければ幸いである。

平成 18 年 12 月 18 日（月） 実務アラカルト（相談および個人情報保護について）

久我 祐司 先生（文京支部）

#### 【相談について】

昨年施行された不動産登記法、今年施行された会社法の大改正等による登記実務の大幅な変更や、成年後見業務、簡裁代理関係業務等の業務範囲の拡大によって、私たち司法書士の執務のあり方が大きく変わりつつあります。

すなわち、私たち司法書士は、法的サービスを提供する「サービス業」として、今まで以上に、クライアントとの直接かつ密度の濃いコミュニケーションが要求されるようになってきているのです。当然のことながら、そうした面での「サービスの品質」ということも重要になってきます。

折しも、司法の世界では、「リーガル・コンサルティング」ということが言われるようになり、広い意味での「リーガル・コミュニケーション」への関心が高まっています。

この講義では、「相談」という局面におけるクライアントとのコミュニケーションのあり方を確認するとともに、「何を」「どのように」聞くことが必要なのか、「何を」「どのよ

うに」伝えることが必要なのか、について考えていきたいと思います。

#### 【個人情報保護について】

昨年4月に、個人情報保護法が全面施行されました。私たち司法書士も「個人情報取扱事業者」として、今まで以上に「情報管理」に神経を使う必要が出てきました。

この講義では、「個人情報保護法」と「法務省ガイドライン」の基本的な解説を中心とし、私たちの事務所における情報管理のあり方について考えていきたいと思います。

また、個人情報保護法全面施行によって、私たち司法書士の執務に大きな影響が出てきている事例についてご紹介します。

平成18年12月18日(月) 実務アラカルト(開業体験談)

新人研修室

先輩司法書士の実体験に基づいたエピソードをご紹介します。具体的には、以下のような内容についてご紹介する予定です。

開業に向けての準備について

開業時及び開業後の営業活動について

開業後に経験した困った案件、悩んだ案件、珍しい案件について

個人事務所、司法書士法人、司法書士同士又は他資格者との合同事務所、といった事務所の運営形態の違いによるメリット・デメリットについて

#### 事前課題

開業直後の貴方に対して業務を依頼することに不安を感じたお客様から「他にも司法書士はたくさんいるけれど、他の司法書士と貴方とではどこが違うのですか?」という質問を受けました。さて、貴方ならどう答えますか?